

**生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した (表面)
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 指定介護機関指定申請書**

生活保護法第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

【施設・事業所】 ※介護保険事業所番号ごとに別業としてください。(同一の介護保険事業所番号にて複数のサービスの指定申請を行う場合は1枚の申請書で構いません。)

介護保険事業所番号	1	2							
事業所の名称									
事業所の所在地	〒								
事業所の連絡先	TEL: FAX:								
管理者	氏名			自宅住所			生年月日		
							年 月 日		
開設者	法人名称及び代表者職氏名 (個人の場合は個人氏名)			主たる事務所の所在地 (個人の場合は自宅住所)			生年月日 (個人の場合のみ)		
	〒						年 月 日		

【施設又は実施する事業の種類】 申請するサービスの左枠内に○を印してください。申請するサービス名称の右横のカッコ内には、そのサービスが介護保険法上の指定を受けた年月日を記載してください。【H26(2014).7.1以降に介護保険法上の指定を受けたサービスについては、みなし指定となりますので申請は不要です。】

居宅介護	訪問介護 (. . .)	介護予防	介護予防訪問入浴介護 (. . .)	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (. . .)
	訪問入浴介護 (. . .)		介護予防訪問看護 (. . .)		夜間対応型訪問介護 (. . .)
	訪問看護 (. . .)		介護予防訪問リハビリテーション (. . .)		地域密着型通所介護 (. . .)
	訪問リハビリテーション (. . .)		介護予防居宅療養管理指導 (. . .)		認知症対応型通所介護 (. . .)
	居宅療養管理指導 (. . .)		介護予防通所リハビリテーション (. . .)		介護予防認知症対応型通所介護 (. . .)
	通所介護 (. . .)		介護予防短期入所生活介護 (. . .)		小規模多機能型居宅介護 (. . .)
	通所リハビリテーション (. . .)		介護予防短期入所療養介護 (. . .)		介護予防小規模多機能型居宅介護 (. . .)
	短期入所生活介護 (. . .)		介護予防特定施設入居者生活介護 (. . .)		認知症対応型共同生活介護 (. . .)
	短期入所療養介護 (. . .)		介護予防福祉用具貸与 (. . .)		介護予防認知症対応型共同生活介護 (. . .)
	特定施設入居者生活介護 (. . .)		特定介護予防福祉用具販売 (. . .)		地域密着型特定施設入居者生活介護 (. . .)
	福祉用具貸与 (. . .)				看護小規模多機能型居宅介護 (. . .)
	特定福祉用具販売 (. . .)				地域密着型介護老人福祉施設(みなし指定・申請不要)
	施設		介護老人福祉施設(みなし指定・申請不要)		居宅介護支援 (. . .)
介護老人保健施設 (. . .)		介護予防支援 (. . .)	通所型サービス (. . .)		
介護療養型医療施設 (. . .)			介護予防ケアマネジメント (. . .)		
介護医療院 (. . .)					

- ※ 指定申請の締め切り日は、毎月20日(必着)です。20日が閉庁日の場合、直前の開庁日が締め切り日となります。
- ※ 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、生活保護法第54条の2第2項によって指定したとみなされるため、指定申請は不要です。
- ※ 職員の配置状況、利用定員等、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額については、別紙に記載のこと。

【既に生活保護法上の指定を受けている事業の種類】 上記にて今回指定申請を行う事業以外に、既に生活保護法上の指定を受けている事業がありましたら下記の欄に記載してください。

事業の種類	
指定年月日	

年 月 日
千葉県知事 様

【申請者(開設者)】

法人の主たる事務所の所在地(個人の場合は自宅住所)
〒

法人の名称(個人の場合は個人氏名)

代表者職氏名

(印) 法人の場合は法人印

連絡先電話番号 Tel () / 担当者氏名 ()

【申請書・別紙・誓約書の提出先】 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 健康福祉指導課生活保護班 宛

(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、千葉県知事(千葉市、船橋市、柏市に事業所がある場合は、それぞれの所在地の市長)あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、千葉県(千葉市、船橋市、柏市)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 平成26年7月1日以降、介護保険法の指定、開設許可を受けていれば、「みなし指定」となるため、申請は不要です。

記載要領

申請書

- 1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が申請する場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及び開設する事業所ごとに記載してください。
居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「事業所の名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による指定又は開設許可を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者」欄は、介護保険法等の規定に基づき配置した当該管理者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業について該当する欄全てに「○」を記載してください。また、サービス名称の右横のカッコ内には、介護保険法上の指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。
- 5 「既に生活保護法上の指定を受けている事業の種類」欄は、複数のサービスが該当する場合、サービスごとに指定年月日が分かるよう記載してください。
- 6 申請者が法人の場合には、法人名、代表者職・氏名及び主たる事業所の所在地を記載し、法人印を押印してください。法人名については、介護保険法において届出ている名称と合わせて記載してください。

別紙

- 1 「職員配置の状況」欄は、各事業ごとに職種別に申請時の実人数の数を記載してください。
- 2 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、各事業ごとに、申請時における数を記載してください。
- 3 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の各事業については、入居に係る利用料とそれ以外が明確に区別されるように記載してください。欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。

(別紙)

実施する事業等の種類	職員配置の状況					利用 定員	サービス費用基準額以外に 必要な利用料の額
	職種	常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
訪問介護 訪問型サービス 夜間対応型訪問介護	訪問介護員等						
(介護予防)訪問入浴介護	看護職員 介護職員						
(介護予防)訪問看護	看護職員 理学・作業療法士						
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学・作業療法士 言語聴覚士						
(介護予防)居宅療養管理指導	医師 歯科医師 薬剤師 歯科衛生士 管理栄養士 看護職員						
通所介護 通所型サービス (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員						
(介護予防)通所リハビリテーション	医師 理学・作業療法士 言語聴覚士 看護職員 介護職員						
(介護予防)短期入所生活介護	医師 生活相談員 看護職員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員						
(介護予防)短期入所療養介護	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 支援相談員 理学・作業療法士 栄養士 精神保健福祉士等						
(介護予防)特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者						
(介護予防)福祉用具貸与	専門相談員						
特定(介護予防)福祉用具販売	専門相談員						
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	介護支援専門員						
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	介護支援専門員 介護従事者						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援・介護予防支援	訪問介護員等 介護支援専門員						
介護老人保健施設	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 理学・作業療法士 言語聴覚士 栄養士 支援相談員 介護支援専門員						
介護療養型医療施設 介護医療院	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 理学・作業療法士 言語聴覚士 栄養士 介護支援専門員						

生活保護法第54条の2第5項において準用する
同法第49条の2第2項各号に該当しない旨の誓約書

年 月 日

千葉県知事様

【申請者(開設者)】

法人の主たる事務所の所在地(個人の場合は自宅住所)

〒

法人の名称(個人の場合は個人氏名)

代表者職氏名

(印)

法人の場合は法人
印

事業所名: _____ (事業所番号: _____) については、申請者が
下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

- 第2項第2号関係
開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
- 第2項第3号関係
開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定
1 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
3 栄養士法(昭和22年法律第245号)
4 医師法(昭和23年法律第201号)
5 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
6 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
7 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
8 医療法(昭和23年法律第205号)
9 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
11 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
13 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
14 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
15 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
16 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
17 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
18 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
19 介護保険法(平成9年法律第123号)
20 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
21 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
26 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
28 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
29 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
30 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 第2項第4号関係
開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、その取消しの日から起算して5年を経過しない者である(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された事業所又は施設の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)
- 第2項第5号関係
開設者が、生活保護法の規定による指定介護機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第6号関係
開設者が、生活保護法の規定による介護扶助に関する検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第7号関係
第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る事業所又は施設の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第8号関係
開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者である。
- 第2項第9号関係
当該申請に係る事業所又は施設の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者である。

記 入 例

生活保護法第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定に基づき、次のとおり指定を申請します。

【施設・事業所】 ※介護保険事業所番号ごとに別業としてください。(同一の介護保険事業所番号にて複数のサービスの指定申請を行う場合は1枚の申請書で構いません。)

介護保険事業所番号	1	2	○	○	○	○
事業所の名称	〇〇〇〇訪問介護事業所					
事業所の所在地	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇1-1					
事業所の連絡先	TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇					
管理者	氏名	自宅住所			生年月日	
	〇〇 〇〇	千葉県〇〇市〇〇2-2			昭和 〇 年 〇 月 〇 日	
開設者	法人名称及び代表者職氏名 (個人の場合は個人氏名)	主たる事務所の所在地 (個人の場合は自宅住所)			生年月日 (個人の場合のみ)	
	株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	〒〇〇〇-〇〇〇〇 千葉県〇〇市〇〇3-3			月 日	

・介護保険の指定通知書に記載されている**事業所の正式名称(略称は不可)**、所在地を正確に記載してください。
 ・医療機関(薬局を含む)の場合は、健康保険法の指定通知書に記載されている**正式な医療機関名**、所在地を記載してください。
 ・事業所が政令指定都市もしくは中核市に所在している場合、受付窓口は千葉県庁ではなく各市役所になりますので御注意ください。

開設者が法人の場合は記載不要です。

【施設又は実施する事業の種類】申請書の開設者欄、申請者欄、誓約書の申請者欄(点線枠)は同じ内容を記載してください。申請書に記載したサービスは、介護保険法上の指定を受けた年月日を記載してください。申請書に記載したサービスは、介護保険法に基づく申請内容と合わせてください。そのサービスが指定を受けたサービスについては、みなし指定となります。

訪問介護 (. . .)	訪問介護 (. . .)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (. . .)
〇 訪問入浴介護 (HO.O.O)	〇 介護予防訪問入浴介護 (HO.O.O)	夜間対応型訪問介護 (. . .)
〇 介護予防サービスが介護保険で指定されている場合は、合わせて申請をしてください。	〇 介護予防訪問看護 (. . .)	地域密着型通所介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防訪問リハビリテーション (. . .)	認知症対応型通所介護 (. . .)
〇 介護予防サービスが介護保険で指定されている場合は、合わせて申請をしてください。	〇 介護予防居宅療養管理指導 (. . .)	介護予防認知症対応型通所介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防通所リハビリテーション (. . .)	小規模多機能型居宅介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防短期入所生活介護 (. . .)	介護予防小規模多機能型居宅介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防短期入所療養介護 (. . .)	認知症対応型共同生活介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防特定施設入居者生活介護 (. . .)	介護予防認知症対応型共同生活介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防福祉用具貸与 (. . .)	地域密着型特定施設入居者生活介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護予防福祉用具販売 (. . .)	看護小規模多機能型居宅介護 (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 特定介護予防福祉用具販売 (. . .)	地域密着型介護老人福祉施設(みなし指定・申請不要)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護老人福祉施設(みなし指定・申請不要)	訪問型サービス (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護老人保健施設 (. . .)	通所型サービス (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護療養型医療施設 (. . .)	介護予防ケアマネジメント (. . .)
〇 指定申請できるサービスは、介護保険の指定を受けたサービスのみです。	〇 介護医療院 (. . .)	

※ 指定申請の締め切り日は、毎月20日(必着)です。20日が閉庁日の場合、直前の開庁日が締め切り日となります。
 ※ 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、生活保護法第54条の2第2項によって指定したとみなされるため、指定申請は不要です。
 ※ 職員の配置状況、利用定員等、サービス費用基準額以外に必要な利用料の額については、別紙に記載のこと。

【既に生活保護法上の指定を受けている事業の種類】 上記にて今回指定申請を行う事業以外に、既に生活保護法上の指定を受けている事業がありましたら下記の欄に記載してください。

事業の種類	訪問介護
指定年月日	平成〇年〇月〇日

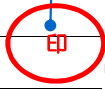
・法人の場合の代表者印は、法人の登記に使用した法人印を押印してください。
 ・個人開設の医療機関や薬局は、開設者個人の住所と氏名を記入し、開設者個人の印鑑を押印します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日
千葉県知事様

書類を提出する日を記入してください。

【申請者(開設者)】

法人の主たる事務所の所在地(個人の場合は自宅住所)
 〒 〇〇〇-〇〇〇〇
 千葉県〇〇市〇〇3-3
 法人の名称(個人の場合は個人氏名)
 株式会社〇〇〇〇
 代表者職氏名
 代表取締役 〇〇 〇〇



法人の場合は法人印

連絡先電話番号 Tel (〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇) / 担当者氏名 (〇〇 〇〇)

【申請書・別紙・誓約書の提出先】 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 健康福祉指導課生活保護班 宛

(裏面)

注意事項

- 1 この書類は、千葉県知事(千葉市、船橋市、柏市に事業所がある場合は、それぞれの所在地の市長)あてに直接又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、千葉県(千葉市、船橋市、柏市)告示により公示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 平成26年7月1日以降、介護保険法の指定、開設許可を受けていれば、「みなし指定」となるため、申請は不要です。

記載要領

申請書

- 1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院が申請する場合には、その施設について記載してください。
居宅介護事業者又は介護予防事業者が申請する場合には、その事業の種類及び開設する事業所ごとに記載してください。
居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が申請する場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「事業所の名称」欄は、略称等を用いることなく、介護保険法による指定又は開設許可を受けた正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者」欄は、介護保険法等の規定に基づき配置した当該管理者の氏名、生年月日及び住所を記載してください。
- 4 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業について該当する欄全てに「○」を記載してください。また、サービス名称の右横のカッコ内には、介護保険法上の指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。
- 5 「既に生活保護法上の指定を受けている事業の種類」欄は、複数のサービスが該当する場合、サービスごとに指定年月日が分かるよう記載してください。
- 6 申請者が法人の場合には、法人名、代表者職・氏名及び主たる事業所の所在地を記載し、法人印を押印してください。法人名については、介護保険法において届出ている名称と合わせて記載してください。

別紙

- 1 「職員配置の状況」欄は、各事業ごとに職種別に申請時の実人数の数を記載してください。
- 2 「利用定員等」欄は、入院、入所(利用)定員を定めている場合に、各事業ごとに、申請時における数を記載してください。
- 3 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の各事業については、入居に係る利用料とそれ以外が明確に区別されるように記載してください。欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。

(別紙)

実施する事業等の種類	職員配置の状況					利用 定員	サービス費用基準額以外に 必要な利用料の額
	職種	常勤		非常勤			
		専従	兼務	専従	兼務		
訪問介護 訪問型サービス 夜間対応型訪問介護	訪問介護員等						
(介護予防)訪問入浴介護	看護職員 介護職員						
(介護予防)訪問看護	看護職員 理学・作業療法士						
(介護予防)訪問リハビリテーション	理学・作業療法士 言語聴覚士						
(介護予防)居宅療養管理指導	医師 歯科医師 薬剤師 歯科衛生士 管理栄養士 看護職員						
通所介護 通所型サービス (介護予防)認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員						
(介護予防)通所リハビリテーション	医師 理学・作業療法士 言語聴覚士 看護職員 介護職員						
(介護予防)短期入所生活介護	医師 生活相談員 看護職員 介護職員 栄養士 機能訓練指導員						
(介護予防)短期入所療養介護	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 支援相談員 理学・作業療法士 栄養士 精神保健福祉士等						
(介護予防)特定施設入居者生活介護	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員 計画作成担当者						
(介護予防)福祉用具貸与	専門相談員						
特定(介護予防)福祉用具販売	専門相談員						
(介護予防)小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	介護支援専門員						
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	介護支援専門員 介護従事者						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 居宅介護支援・介護予防支援	訪問介護員等 介護支援専門員						
介護老人保健施設	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 理学・作業療法士 言語聴覚士 栄養士 支援相談員 介護支援専門員						
介護療養型医療施設 介護医療院	医師 薬剤師 看護職員 介護職員 理学・作業療法士 言語聴覚士 栄養士 介護支援専門員						

記入例

生活保護法第54条の2第5項において準用する 同法第49条の2第2項各号に該当しない旨の誓約書

令和〇年〇月〇日

千葉県知事様

【申請者(開設者)】

法人の主たる事務所の所在地(個人の場合は自宅住所)

F. 〇〇〇-〇〇〇〇

千葉県〇〇市〇〇3-3

法人の名称(個人の場合は個人氏名)

株式会社〇〇〇〇

代表者職氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

印

法人の場合は法人印

- 申請書の開設者欄、申請者欄、誓約書の申請者欄(点線〇枠)は同じ内容を記載してください。
- 介護保険法に基づく申請内容と合わせてください。

対応する申請書の事業所名・事業所番号を記載してください。

事業所名: 〇〇〇〇訪問介護事業所

(事業所番号: 1200000000)

については、申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

(誓約項目)

生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までの規定関係

- 第2項第2号関係
開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
- 第2項第3号関係
開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定(※)により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者である。
※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの規定
 - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)
 - 栄養士法(昭和22年法律第245号)
 - 医師法(昭和23年法律第201号)
 - 歯科医師法(昭和23年法律第202号)
 - 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)
 - 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
 - 医療法(昭和23年法律第205号)
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)
 - 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
 - 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)
 - 薬剤師法(昭和35年法律第146号)
 - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)
 - 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
 - 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)
 - 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
 - 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
 - 介護保険法(平成9年法律第123号)
 - 精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
 - 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
 - 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)
 - 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)
 - 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
 - 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
 - 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)
 - 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。)
 - 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)
 - 公認心理師法(平成27年法律第68号)
- 第2項第4号関係
開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、都道府県知事が当該指定の取り消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消の理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、その取消の日から起算して5年を経過しない者である(取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された事業所又は施設の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)
- 第2項第5号関係
開設者が、生活保護法の規定による指定介護機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第6号関係
開設者が、生活保護法の規定による介護扶助に関する検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消し処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第7号関係
第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があった場合において、開設者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る事業所又は施設の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものである。
- 第2項第8号関係
開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者である。
- 第2項第9号関係
当該申請に係る事業所又は施設の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者である。